

## 三島町防災マップを希望者に配布します

毎年、全国各地で自然災害が発生しており、多くの人命や財産が失われています。防災マップは、地震や河川の氾濫などの自然災害が発生した場合に、住民が素早く安全な場所に避難するために必要な情報を、地図上に描き記したものです。防災地図やハザードマップなど様々な言い方がありますが、避難場所や避難経路、または危険が予測される区域を地図上に示すことによって、住民の安全な避難を目的としています。平成29年に作成し全戸配布した三島町防災マップを、紛失等により再配布を希望される方に配布します。ご希望の方は下記へお問い合わせください。

☎総務課 総務係 ☎(48) 5511

## 『第五次三島町振興計画』の策定に取り組んでいます 『美しい地区づくり目標』

町では、令和3年度からスタートする『第五次三島町振興計画』並びに『美しい地区づくり目標』の策定に取り組んでいます。8月に実施した町づくり全般に関するアンケート調査では、町民の皆様から531件、特別町民の方など町外にお住まいの方から139件のご回答をいただきました。皆様のご協力に感謝申し上げます。アンケート調査結果がまとまり次第、広報誌等を通じてお知らせいたします。

また、地区が主体となって地区づくりを進める『美しい地区づくり目標』の策定に係る住民意見交換会では、地区の呼びかけにより住民の方や団体の代表者にご参集いただくなど、様々な方から貴重なご意見をいただくことができました。地区との協働により目標素案を作成し、地区座談会においてご報告いたします。今後とも、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

☎地域政策課 地方創生推進係 ☎(48) 5533

## 第一只見川橋梁ビューポイント 遊歩道工事のお知らせ

第一只見川橋梁ビューポイント（川井地内）整備のため、9月19日から遊歩道の工事を実施しています。工事期間中にビューポイントまで行かれる場合は、誘導員の指示に従っていただきますようお願いいたします。

また、工事期間中、通行を禁止する期間があり遊歩道への立ち入りができなくなりますので、ご注意ください。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力のほど、よろしく申し上げます。

なお、尾瀬街道みしま宿は通常営業しておりますので、ご利用ください。

○工事期間 9月19日(木)から令和2年1月17日(金)まで

○通行禁止期間 ①11月18日(月)から11月22日(金)まで

②11月25日(月)から12月2日(月)まで

○工事箇所 第一橋梁ビューポイント遊歩道の全区間(入口から頂上まで)

○工事内容 遊歩道階段の増設・アスウッド舗装等

○施工業者 滝谷建設工業株式会社

☎地域政策課 地域政策係 ☎(48) 5533

## ※(ポ)こらんしょ運動教室のお知らせ

心身機能の向上を目的とした『こらんしょ運動教室』を開催します。膝や腰、肩などの痛みを楽にする効果的な運動方法や、マッサージ・ストレッチなどの方法を学ぶことができますので、お気軽にご参加ください。

●定期開催 (どなたでも参加できます)

○日時 11月11日(月) 午前9時30分から

○会場 町民センター

●地区開催 (どの地区の方でも参加できます)

○日時 11月26日(火) 午後1時30分から

○会場 町民センター

・講師 健康運動指導士 島田 一郎 先生

・準備品 ①飲料水 ②みしま健康ポイントカード

【内容】受付、血圧測定、お知らせなど(30分)

島田先生による運動教室(1時間30分)

☎社会福祉協議会 ☎(52) 3344



## ※(ポ) ヨガ教室開催のお知らせ

公民館では、参加者の交流や自身の体力・健康づくりを図るために楽しく体を動かせる教室を毎月企画していますので、お気軽にご参加ください。

※男性の方も参加できますので、ぜひお申し込みください。

月 日	時 間	会 場	申込締切
10月30日(水)	午後7時から午後8時	町民センター ふれあいの間	10月29日(火)

☎公民館 ☎(48) 5599

## ※(ポ)ウォーキング教室のお知らせ

公民館で実施している「ウォーキング教室」の一環として、下記大会に参加します。お誘い合わせのうえ、ぜひお申し込みください。

○大会名 「秋の喜多方・2019長床ウォーク」(小雨決行)

○日 時 11月16日(土) 午前9時30分スタート

午前7時15分までに町民センター前集合

(バス移動)

○コース 10km(喜多方駅～新宮熊野神社～慶徳ふれあい館)

○参加料 大人700円 中学生以下300円(新宮熊野神社参拝料含む)

○対象者 三島町民及び特別町民の方

○特典 ピンバッジ・お楽しみ抽選会・とん汁等のおもてなし

○申込期限 10月30日(水) (期限厳守)

○申し込み/問い合わせ先 公民館 ☎(48) 5599

～みんなで野球を楽しもう!～

## ※(ポ)親子ふれあい野球教室を開催します

ヒートブLOW(町野球チーム)主催による野球教室を開催します。野球を体験してみたい方・興味のある方・体を動かしたい方・子どもと一緒にキャッチボールをしたい方など、どなたでも大歓迎です。ぜひご参加ください。

○日 時 11月4日(月) 午前9時から午前11時30分

○会場 町民運動場

○対象者 小学生以上(子どもみでの参加も可) ※傷害保険に加入します

○内 容 キャッチボール・フリーバッティングなど

○服 装 野球のできる動きやすい服装

○準備品 グローブ・帽子・飲み物・タオル(道具の貸出しも行います)

○参加費 無 料

○その他 雨天の場合は中止となります。申込み時にお知らせいただいた連絡先にご連絡します。

○申込期限 10月28日(月)

○申し込み/問い合わせ先 公民館 ☎(48) 5599

## ※(ポ)献血にご協力をお願いします

血液は人工的に作ることはできません。医療に不可欠な血液は、多くの方の善意による献血で支えられています。皆様の温かいご協力をお願いします。

○日 時 10月24日(木) 午前9時30分から正午まで

※受付:午前9時15分から午前11時30分まで

○会場 町民センター前駐車場

○対象者 ・17歳から69歳までの方

※65歳以上の方の献血については、60歳から64歳の間に献血経験がある方に限らせていただきます。

・男性、女性ともに体重50kg以上の方

○その他 同日、献血に併せ骨髄ドナー登録会を開催します。

☎町民課 保健福祉係 ☎(48) 5565

## 令和元年産米の全量全袋検査について

令和元年産米について、福島県産米への信頼回復と安全・安心の確保のため、自家用米を含むすべての米を対象に今年度も検査を継続して実施します。対象となる農家の方には別途通知しておりますので、ご協力をお願いいたします。

○毎週日曜日に集荷・検査します。(11月まで)

検査を申し込まれる方は、毎週水曜日までに電話予約をお願いします。

※平成30年産米の検査は、道の駅2階放射能検査室にて実施しています。

☎産業建設課 産業係 ☎(48) 5566

## インフルエンザ予防接種費用を助成します

インフルエンザ予防接種費用の助成を行います。

- 対象者 ①町に住所を有する接種当日満65歳以上の方  
②満60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器の機能に、日常生活活動が極端に制限される程度の障害をもつ方、及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方  
※医師の診断書や、身体障害者手帳1級相当の写しなどを準備の上、役場町民課にご連絡ください。予診票をお渡しいたします。
- 実施期間 11月1日から令和2年1月31日まで
- 費用 ①在宅者 2,000円 ②特老施設等入居者 1,200円  
※生活保護受給者の方は接種料金が免除されます
- 実施場所 県内のインフルエンザ予防接種実施機関
- 接種方法 インフルエンザHAワクチン0.5mlを1回皮下に接種
- 申込方法 予診票は、各医療機関に備えてありますので、かかりつけの医療機関で接種を行ってください。また、事前に予診票の配布を希望される場合は、役場窓口でお渡します。

☎町民課 保健福祉係 ☎(48) 5565

## 乳幼児・子どものインフルエンザ予防接種費用を助成します

乳幼児・子どもの医療費助成対象者への助成を行います。

- 対象者 町に住所を有する18歳以下の方
- 実施期間 11月1日から令和2年1月31日まで
- 費用 無料
- 接種方法 インフルエンザHAワクチンを皮下に接種します。かかりつけの医療機関で接種を行ってください。  
・生後6か月以上3歳未満(0.25ml 2回)  
・3歳以上13歳未満(0.5ml 2回)  
・13歳以上(0.5ml 1回)
- その他 医療機関により助成方法が異なりますのでご注意ください
- ①両沼郡の医療機関の場合  
窓口での支払いをせずに接種を受けることができます。対象者確認のため、乳幼児・子どもの医療費受給資格証、健康保険証が必要になります。
- ②両沼郡以外の医療機関で接種を受けた場合  
役場窓口で償還払い申請をしていただきます。接種医療機関、接種日時、インフルエンザ接種を受けた事が明記されている領収書の添付が必要です。(町の児童手当受給者でない方は、通帳の写しも添付) 償還払い申請受付期間は、令和元年11月1日から令和2年2月28日までとなります。また、2回接種者は2回接種後にまとめて申請をお願いします。

☎町民課 保健福祉係 ☎(48) 5565

## インフルエンザを予防しましょう!

インフルエンザは、飛沫や接触によって伝染しますので、手洗い・手指消毒・うがい・マスクの着用が大切です。また、空気が乾燥すると、喉の粘膜の防御機能が弱まってウイルスが侵入しやすくなります。

- 予防方法
  - ①手洗い・手指消毒  
インフルエンザウイルスは、環境中でも長期間生存ができます。流行時期の外出時には、こまめな手洗い・手指消毒が大切です。
  - ②マスク  
外出時にはマスクを着用しましょう。マスクはウイルスを防ぐことはできませんが、ウイルスの入った飛沫を防ぐ効果があります。
  - ③うがい  
喉に付着したウイルスを洗い落とし、粘膜をなめらかにする効果が期待できます。帰宅時にはうがいの習慣をつけましょう。

☎町民課 保健福祉係 ☎(48) 5565

## 福島県最低賃金が10月1日から変わりました

●時間額 **798円**

福島県最低賃金は、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の名称にかかわらず県内のすべての労働者に適用され、雇用主はその金額以上を支払わなければならない。なお、最低賃金には次の賃金は算入されません。

- 精皆勤・通勤・家族手当
- 時間外・休日の割増賃金および深夜手当
- 臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

※詳細は下記へお問い合わせください。

☎福島労働局 労働基準部賃金室 ☎024(536)4604

## 知っていますか? 『建退共制度』

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、業界全体での退職金制度です。

- 加入できる事業主：建設業を営む方
- 対象となる労働者：建設業の現場で働く方
- 掛金：日額310円

- ・国の制度なので安全、確実、申込み手続きは簡単です
- ・経営事項審査で加点評価の対象となります
- ・掛金の一部を国が助成します
- ・掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
- ・事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます

※建退共から事業主の皆様へのお願い

- ・共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼付してください
- ・「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が建設業界を引退するときは忘れずに退職金を請求するよう指導して下さい

☎建設業退職金共済事業 福島支部 ☎024(523)1618

## 《県民健康調査》『妊産婦に関する調査』について

福島県立医科大学では、県の委託を受け、県民健康調査の一環として『妊産婦に関する調査』を行っています。妊産婦の皆様は心や身体の健康状態を把握し、不安の軽減や必要なケアを提供するとともに、今後の県内の産科・周産期医療の充実につなげていくことを目的として実施しています。

なお、過去の調査結果は、福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センターのホームページ『妊産婦に関する調査』に掲載しておりますのでご覧ください。

- 調査時期 11月から令和2年3月までの間の11月・1月・3月  
(分娩予定日により3回に分けて調査票を送付します)
- 対象者 ①平成30年8月1日から令和元年7月31日までに福島県内の市町村から母子手帳を交付された方  
②上記期間に福島県外で母子手帳を交付された方で、福島県で里帰り出産をされた方

※対象となる①の方には福島県各市町村の母子手帳を交付時に登録された情報を基にしています。②の方へは、県内産科医療機関を通じ、本調査へのご協力をお願いしています。また下記専用ダイヤルへご連絡いただければ調査票をお送りいたします。

☎福島県立医科大学 妊産婦調査専用ダイヤル ☎024(549)5180